

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	食品衛生指導事業				事業コード	2246
担当課等	所属名	市保健所 生活衛生課			担当係名	
	課長名	佐藤 圭	担当者名	落合 康司	電話番号	内691-6633

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード 1
	基本事業	生活衛生対策の推進	コード 3	関連予算 費目名	一般会計 04款 3項 1目 食品衛生指導事業 (006-01)	
	特記事項	総合計画主要事業				
事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 H20年度～)	
事務事業の概要	食品衛生関係施設に対する営業許可・監視指導、と畜場の設置許可・と畜検査、食鳥処理場の設置許可・監視指導、化製場等の設置許可・監視指導					
根拠法令等	食品衛生法、盛岡市食品衛生法施行条例、と畜場法、盛岡市と畜場法施行条例、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、化製場等に関する法律、盛岡市化製場等に関する法律施行条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
当市の中核市移行に伴い、平成20年に盛岡市保健所が設立され、県から事務委譲が行われたことによる。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
平成8年の腸管出血性大腸菌症(O157)による大規模食中毒事件や平成13年の牛海綿状脳症(BSE)の発生以降、消費者の食の安全・安心についての関心が増していたが、近年では食品の偽装表示問題、中国産ギョーザ事件等が続発し、食品衛生行政への期待感が一層高まっており、当所への苦情・相談件数も増加している。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
平成21年に消費者保護の観点から新たに消費者庁が設置され、相談窓口の一元化が進み、国と地方が一体となった消費者行政が強化されている。また、平成22年度に盛岡市食品衛生法施行条例を一部改正し、新たに営業者における自主回収等の措置規定を明記の上、営業者の自主的な衛生管理の徹底を図るものとしたほか、県においては、食の安全安心の確保を総合的かつ計画的に推進するため、岩手県食の安全安心推進条例が施行された。 今年度は、平成23年度全国高等学校総合体育大会開催に関わる食品衛生対策を進めるほか、昨年度西日本で多発した高病原性鳥インフルエンザへの対策として、「食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、発生時における拡大防止と初動体制の強化を図るものとしている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	食品を提供している施設	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 食品等事業所	単位	施設
				B. 市民	単位	人
				C. 業界団体	単位	団体
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 平成22年度盛岡市食品衛生監視指導計画に基づいた業務 23年度計画(23年度に計画している主な活動) ・平成23年度盛岡市食品衛生監視指導計画に基づいた業務(H23全国高等学校総合体育大会に係る食品衛生対策を含む) ・食品関係営業施設に対する岩手版HACCPの導入促進 ・食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 監視件数	単位	件
				B. 食品の収去検査数	単位	件
				C. 苦情件数	単位	件
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	対象の衛生管理を徹底させる。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 監視率＝監視件数/事業所数×100 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
				B. 収去検査結果不適数 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	件
				C. 前年度の苦情件数との比較 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	良好な衛生環境が保たれている	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	立入検査の計画に対する実施率(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	食品等事業所	施設	9,728	9,721	9,700	9,721	9,700	9,700	26 年度 9,700
対象 指標B	市民	人	297,592	297,267	297,267	298,148	298,148	298,148	26 年度 298,148
対象 指標C	業界団体	団体	22	22	22	22	22	22	26 年度 22
活動 指標A	監視件数	件	14,859	13,878	14,000	5,778	8,500	8,500	26 年度 8,500
活動 指標B	食品の収去検査数	件	185	274	221	274	215	215	26 年度 215
活動 指標C	苦情件数	件	65	49	50	64	50	50	26 年度 50
成果 指標A	監視率＝監視件数/事業所数×100	%	153	143	144	59	88	88	26 年度 88
成果 指標B	収去検査結果不適数	件	0	6	0	10	0	0	26 年度 0
成果 指標C	前年度の苦情件数との比較	%	－	75	100	128	78	100	26 年度 100

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	7,505	7,164	7,999	6,714	7,934	7,934	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円	7,505	7,164	7,999	6,714	7,934	7,934	*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	7,505	7,164	7,999	6,714	7,934	7,934	*****
	延べ業務時間数	時間	12,000	10,000	9,000	9,000	9,000	9,000	*****
	職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	48,000	40,000	36,000	36,000	36,000	36,000	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	55,505	47,164	43,999	42,714	43,934	43,934	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 平成20年度に県から委譲を受けた事務であることから、現在は着実に業務を遂行することを目指しているが、今後業務の効率化等について検討の上、必要な改善を図っていくものとした。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 当該事業の遂行においては、食品衛生監視員は常に最新の知識を有していなければ業務に支障をきたすこととなる。職員は、計画的・効率的に研修等を受講し、資質向上に努める必要がある。
---------	---

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 食の安全・安心を確保するために、今後とも法令等と最新の科学的な根拠に基づく監視指導等を実施し、市民のニーズと期待に応える必要がある。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3">☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携</td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr></table> ↓ 方向付けの理由と改革改善の内容		☐ 終了	☒ 継続	☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止	☐ 休止							
☐ 終了	☒ 継続	☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携												
☐ 廃止	☐ 休止													